(四) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一四関係）

(1) 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している、又は開設していた居住者等は、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定の年分の属する勘定設定期間と同一の勘定設定期間内に、次の手続の下で非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることができることとする。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れていた場合又はその再設定しようとする年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れていた場合には、これらの年分は、非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることはできない。

イ 非課税管理勘定廃止通知書の交付

(イ) 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座（以下「変更前非課税口座」という。）に設けられるべき非課税管理勘定を当該変更前非課税口座以外の非課税口座（以下「他の非課税口座」という。）に設けようとする場合には、当該変更前非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年一〇月一日から同日以後一年を経過する日までの間に、非課税管理勘定を他の非課税口座に設けようとする旨その他の事項を記載した金融商品取引業者等変更届出書（以下「変更届出書」という。）を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

(ロ) 変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該変更届出書を提出した者の氏名、当該変更届出書の提出を受けた旨、非課税管理勘定を廃止した年月日その他の事項（以下「変更届出事項」という。）を、電子情報処理組織を使用する方法により当該営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないものとし、当該提供した金融商品取引業者等の営業所の長は、当該変更届出書を提出した居住者等に対し、非課税管理勘定を廃止した年月日その他の事項を記載した非課税管理勘定廃止通知書を交付しなければならない。

ロ 非課税口座廃止通知書の交付

(イ) 非課税口座を開設している居住者等が当該非課税口座を廃止しようとする場合には、当該非課税口座を廃止する旨その他の事項を記載した非課税口座廃止届出書（以下「廃止届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

(ロ) 廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該廃止届出書を提出した者の氏名、当該廃止届出書の提出を受けた旨、非課税口座を廃止した年月日その他の事項（以下「廃止届出事項」という。）を、電子情報処理組織を使用する方法により当該営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないものとし、当該提供した金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提出を受けた日において当該非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていた場合等に限り、当該廃止届出書を提出した居住者等に対し、非課税口座を廃止した年月日、当該廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無その他の事項を記載した非課税口座廃止通知書を交付しなければならない。

ハ 非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定の手続

(イ) 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座の開設をしようとする居住者等が提出する非課税口座開設届出書には、非課税適用確認書に代えて、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付して、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出できることとする。

(ロ) 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が当該非課税口座に非課税管理勘定の設定をしようとする場合には、当該居住者等は、その設定をしようとする非課税管理勘定に係る年分の前年一〇月一日から同日以後一年を経過する日までの間に、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

(ハ) 非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含む。以下「廃止通知書」という。）の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提出をした者の氏名、当該廃止通知書の提出を受けた旨、当該廃止通知書に記載された非課税管理勘定が廃止された年月日又は非課税口座が廃止された年月日その他の事項（以下「提出事項」という。）を、電子情報処理組織を使用する方法により当該営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

(ニ) 当該提出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該廃止通知書を提出した居住者等（以下「提出者」という。）に係る右記イ(ロ)又はロ(ロ)による変更届出事項又は廃止届出事項の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄税務署長は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項を、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

① 当該提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項の提供がある場合（②に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該金融商品取引業者等の営業所における非課税口座の再開設又は非課税管理勘定ができる旨その他の事項

② 当該提出者に係る変更届出事項若しくは廃止届出事項の提供がない場合又は当該提出事項が提供された時前に既に当該所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項の提供がある場合 当該金融商品取引業者等の営業所における非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定ができない旨及びその理由その他の事項

(2) 金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長の承認を受けた場合には、所轄税務署長に提供すべき非課税適用確認書の申請事項その他の事項（以下「申請事項等」という。）を当該所轄税務署長以外の税務署長に提供できることとする。

(五) 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第三九条関係）

(1) 相続財産の譲渡をした場合の譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を、相続税額のうち当該譲渡をした資産に対応する部分に相当する金額とする。

(2) 適用対象者に、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けていた個人で、当該非上場株式等の贈与者の死亡によって当該非上場株式等を相続により取得した者とみなされるものを加える。

(3) 対象となる相続財産の譲渡に、譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを加える。

(4) 相続財産の譲渡に係る確定申告書の提出期限の翌日から相続税申告期限までの間に相続申告書の提出をした者は、当該相続税申告書の提出をした日の翌日から二月以内に限り、更正の請求により本特例の適用を受けることができることとする。

(5) 計算の基礎となる相続税額について、農地等についての相続税の納税猶予等の規定の適用があった場合には、その適用後の相続税額とする。

(6) 対象となる相続財産に、相続財産につき換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用を受けた場合におけるその換地処分等により取得した資産を加えることとする。

(7) 同一年中に複数の相続財産の譲渡をした場合において、譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額は、当該譲渡をした資産ごとに計算することとする。